

昭和56年5月以前に建てられた住宅にお住まいの皆様へ

# 地震に対するあなたの家の うち お家ドック（耐震診断）を してみましよう！

耐震診断が**無料**でできます！

詳しくは裏面をチェック！▶



なぜ耐震診断が必要なの？

**昭和56年5月以前の住宅**は壁の量が少ない等、現在の基準に比べ低い耐震基準となっており、**強い地震で倒壊**してしまう恐れがあります。今すぐお家の安全性を確認しましょう！

まずは、お住まいの市町（建築指導関係）の相談窓口までご連絡ください。

<問合せ先>

栃木県県土整備部建築課 耐震推進担当 TEL：028-623-2395



栃木県

# 耐震診断士派遣制度

耐震診断士派遣制度とは、市町が民間住宅の所有者等の求めに応じ耐震診断士を派遣する制度です。市町で実施する「耐震診断士派遣制度」に申し込むことにより各市町がお住まいに耐震診断士を派遣し、無料で耐震診断を受けることができます。

まずは、お住まいの市町（建築指導関係）の担当窓口にお問い合わせください。

## 無料耐震診断（耐震診断士派遣制度）の流れ

### 市町窓口へ申込み

申込書に必須事項を記入の上、建築時期がわかる書類及び案内図等を添えて窓口に申し込みください。

### 耐震診断決定通知

耐震診断の実施が決定されると、市町から決定通知が届きます。

### 耐震診断の実施

決定通知が届くと、数日後「耐震診断士」の方から診断日程の打ち合わせ等の電話があります。耐震診断の実施の際には、居住者の方への説明や聞き取りがあります。  
※診断当日は「立ち合い」をお願いします。

### 耐震診断結果の説明

耐震診断結果は、耐震診断士が作成後、所有者等にご説明するとともに、耐震改修へのアドバイスを行います。

## 耐震診断の結果

評価点であなたの住まいの安全度がわかります。

**0.7未満**  
倒壊する可能性が高い

**0.7以上～1.0未満**  
倒壊する可能性がある

**1.0以上～1.5未満**  
一応倒壊しない

**1.5以上**  
倒壊しない

### 耐震改修が必要です

評価点が1.0未満の場合は、耐震改修等の支援制度があります。担当窓口へ相談もしくはホームページをご覧ください。

<問合せ先>

栃木県県土整備部建築課 耐震推進担当 TEL：028-623-2395



栃木県